

9 November 2015

## KPMG Japan tax newsletter

### 国外居住親族の扶養控除等のための 書類要件



2015 年度税制改正により、2016 年以降、居住者が非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出又は提示することが義務付けられました。

これは、国税当局が扶養控除等の要件の充足の有無を確認することは、国内に居住している親族については市町村等との連携により可能である一方で、国外に居住している親族については困難であることを踏まえた改正です。

このニュースレターでは、国外居住親族の扶養控除等のための書類要件の改正の概要についてお知らせいたします。

## 1. 国外居住親族に係る扶養控除等の適用ための書類要件

2016年以降、居住者が国外居住親族（非居住者である親族）について扶養控除等の適用を受ける場合には、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出又は提示することが義務付けられることになりました。以下、(1)給与等の源泉徴収・年末調整及び(2)所得税の確定申告に分けて、説明いたします。

なお、扶養控除等の内容等の説明は、P.4の《参考情報-1》にまとめています。

### (1)給与等の源泉徴収・年末調整

国内で給与等の支払を受ける居住者が、国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、以下のように、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示することが必要となります。

手続	所得控除	必要書類		提出・提示方法
		親族関係書類	送金関係書類	
給与等の源泉徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養控除</li> <li>配偶者控除</li> <li>障害者控除</li> </ul>	○	—	毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出することとされている「扶養控除等申告書」とともに提出又は提示
給与等の年末調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養控除</li> <li>配偶者控除</li> <li>障害者控除</li> </ul>	—	○	年末調整の際に提出又は提示
	配偶者特別控除	○	○	年末調整の際に「配偶者特別控除申告書」とともに提出又は提示

この改正は、2016年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について適用されます。

### (2)所得税の確定申告

居住者が所得税の確定申告において国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又はその確定申告書の提出の際に提示することが必要となります。

手続	所得控除	必要書類		提出・提示方法
		親族関係書類	送金関係書類	
確定申告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養控除</li> <li>配偶者控除</li> <li>障害者控除</li> <li>配偶者特別控除</li> </ul>	○	○	確定申告書に添付して提出又は確定申告書の提出の際に提示

ただし、上記(1)により既に提出又は提示をした「親族関係書類」又は「送金等関係書類」については、確定申告書への添付又は提示は要しないこととされています。

この改正は、2016年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合に適用されます。

## 2. 「親族関係書類」及び「送金関係書類」

「親族関係書類」・「送金関係書類」の意義及び財務省・国税庁から示された運用上の留意点のポイントは、以下のとおりです。

なお、いずれの書類も外国語で作成されている場合には、その翻訳文を添付することが必要となります。

### (1)「親族関係書類」

「親族関係書類」とは、国外居住親族が居住者の親族に該当する旨を証する書類であり、以下のいずれかとされています。

「親族関係書類」	留意点
戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類 及び 旅券の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に、国外居住親族が日本国籍を有する者である場合に対応するもの</li> <li>旅券の写しとしては、国外居住親族の氏名、生年月日などが記載されている身分事項のページの写しが必要である。</li> </ul>
外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類 (国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に、国外居住親族が日本国籍を有しない者である場合に対応するもの</li> <li>具体的には、「戸籍謄本」、「出生証明書」又は「婚姻証明書」等が該当する。</li> <li>一つの書類だけでは、国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合や、国外居住親族が居住者の親族であることを証明することができない場合には、複数の書類を組み合わせる。</li> </ul>

上記の書類のうち、「旅券の写し」以外のものは原本が必要とされています。

### (2)「送金関係書類」

「送金関係書類」とは、国外居住親族が居住者と生計を一にすることを明らかにする書類であって、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。具体的には、以下のような書類が該当します。

「送金関係書類」	留意点
外国送金依頼書の控え	<ul style="list-style-type: none"> <li>その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要がある。</li> <li>複数人の国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族ごとに外国送金依頼書の控えが必要となる。 (たとえば、配偶者と子が国外居住親族である場合において、配偶者のみに一括して生活費を送金しているときは、その外国送金依頼書は、配偶者に係る「送金関係書類」に該当するが、子に係る「送金関係書類」には該当しない。)</li> </ul>
クレジットカードの利用明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードの利用明細書には、いわゆる家族カード(居住者がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金をその居住者が支払うこととしているもの)の利用明細書が該当する。</li> <li>クレジットカードの利用明細書は、その明細書の対象とされる家族カードの名義人である国外居住親族に係る「送金関係書類」として取り扱われる所以、複数人の国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族ごとに家族カードの発行を受け、それぞれの利用明細書を用意することが必要となる。</li> <li>クレジットカードの利用日の属する年分の「送金関係書類」として取り扱われる。</li> </ul>

## 《参考情報－1》

このニュースレターで言及している、扶養控除、配偶者控除、障害者控除及び配偶者特別控除の概要は、以下のとおりです。

所得控除	対象者		控除額(円)	
扶養控除	控除対象扶養親族 (16歳以上)	控除対象扶養親族 (特定扶養親族及び老人扶養親族以外)	380,000	
		特定扶養親族(19歳～22歳)	630,000	
		老人扶養親族 (70歳以上)	480,000	
配偶者控除	控除対象配偶者	同居老親等以外	580,000	
		同居老親等	480,000	
障害者控除	控除対象配偶者	控除対象配偶者(70歳未満)	380,000	
	特別障害者	老人控除対象配偶者(70歳以上)	480,000	
		一般の障害者	750,000	
配偶者特別控除			270,000	
		同居特別障害者以外	400,000	
		同居特別障害者	30,000～380,000	

- 「扶養親族」とは、居住者の配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で、その居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。
- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、16歳以上の者をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、居住者又はその配偶者の直系尊属で、その居住者又はその配偶者との同居を常況としている者をいいます。
- 「控除対象配偶者」とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。
- 「障害者控除」は、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合に、配偶者控除又は扶養控除に加えて適用されます。
- 「同居特別障害者」とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている者をいいます。
- 「配偶者特別控除」は、居住者(合計所得金額が1,000万円以下の者に限る。)が、生計を一にする配偶者(合計所得金額が76万円未満の者に限る。)で控除対象配偶者に該当しない者を有する場合に、配偶者の所得の金額に応じた金額(30,000～380,000円)の控除が受けられる制度です。

上記の説明のとおり、非居住者である扶養親族が16歳未満である場合には、扶養控除の適用はありませんので、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示は不要です。ただし、この場合においても、その扶養親族が障害者に該当するときには、障害者控除の適用がありますので、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示が必要となります。

## 《参考情報－2》

国税庁から公表されているこの制度に関する情報には、以下のものがあります。

■ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/kokugaifuyou\\_leaflet.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/kokugaifuyou_leaflet.pdf)

■ 非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

(給与所得者用リーフレット)

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/fuyo\\_jp.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/fuyo_jp.pdf)

■ For Those Applying for an Exemption for Dependents, etc. with Regard to

Non-resident Relatives (給与所得者用英語版リーフレット)

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/fuyo\\_en.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/fuyo_en.pdf)

■ 国外居住親族に係る扶養控除等 Q&A(源泉所得税関係)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/kokugaifuyou-QA.pdf>

---

### KPMG税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL:03-6229-8000

FAX:03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL:06-4708-5150

FAX:06-4706-3881

〒451-6030

愛知県名古屋市西区牛島町6-1

名古屋ルーセントタワー30F

TEL:052-569-5420

FAX:052-551-0580

[www.kpmg.com/jp/tax](http://www.kpmg.com/jp/tax)

info-tax@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.